

[事案 28-211] 年金分割支払方法変更請求

・平成 28 年 11 月 25 日 不受理決定

<事案の概要>

年金を年数回に分割して受け取ることを選択した場合も、各年の初回支払時に源泉徴収処理がなされるため、分割支払に伴う加算利息が少なくなることや、年金受取開始年の課税所得を抑制できないこと等を理由に、年金の分割支払に係る取扱いの変更を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、申立人の請求内容は保険会社の経営事項に属する事項であることや、裁定審査会は保険会社に対し、年金の分割支払に係る取扱いの変更を求める権限を持たないことから、業務規程第 24 条 1 項 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。